

議案第 9 2 号

羽曳野市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに
水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

羽曳野市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の
資格基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 11 月 29 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号)の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の拡充等を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに
水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成 24 年羽曳野市条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「の土木工学科」を「において土木工学科」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「2 年以上水道」を「3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この条において「水道等」という。)」に改め、「者」の次に「(1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同条第 2 号中「の土木工学科又はこれに相当する課程」を削り、「衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を「機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程」に、「3 年以上水道」を「4 年以上水道等」に改め、「者」の次に「(2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同条第 3 号中「高等専門学校」の次に「(次号において「短期大学等」という。)」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「(2 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同条第 8 号中「水道に」を「水道等に」に改め、「有する者」の次に「(6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同条第 10 号とし、同条第 7 号中「若しくは第 2 号」を「から第 6 号まで」に改め、「及び学科目又は第 3 号若しくは第 4 号に規定する課程」及び「若しくは学科目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の 2 分の 1 以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同条第 9 号とし、同条第 6 号中「第 1 号又は第 2 号の卒業生であって、学校教育法」を「学校教育法による大学において第 1 号又は第 2 号に規定する課程を修めて卒業した者であって、同法」に、「の卒業生」を「に規定する課程を修めて卒業した者」に、「1 年以上、」を「2 年以上、」に、「2 年以上水道」を「3 年以上水道等」に改め、「有する者」の次に「(第 1 号に規定する課程を修めて卒業した者であって

は 1 年以上、第 2 号に規定する課程を修めて卒業した者にあつては 1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同条第 8 号とし、同条第 5 号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「(5 年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同条第 7 号とし、同条第 4 号中「中等教育学校」の次に「(次号において「高等学校等」という。)」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「(3 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同条第 5 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第 3 条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第 3 条に次の 1 号を加える。

- (11) 建設業法施行令(昭和 31 年政令第 273 号)第 34 条第 1 項及び第 2 項の規定による土木施工管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であつて、3 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第 4 条第 1 号を次のように改める。

- (1) 前条第 1 号、第 3 号又は第 5 号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第 1 号に規定する学校を卒業した者については 3 年以上、同条第 3 号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については 5 年以上、同条第 5 号に規定する学校を卒業した者については 7 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第 4 条第 2 号中「及び第 4 号」を「又は第 5 号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程

(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)」に、「前条第 1 号」を「同条第 1 号」に、「前条第 3 号」を「同条第 3 号」に、「前条第 4 号」を「同条第 5 号」に改め、同条第 4 号中「及び第 4 号」を「又は第 5 号」に、「学科目」を「課程」に、「前条第 1 号」を「同条第 1 号」に、「の卒業者」を「を卒業した者」に、「前条第 3 号」を「同条第 3 号」に、「前条第 4 号」を「同条第 5 号」に改め、同条第 5 号中「第 2 号」を「第 1 号若しくは第 2 号」に、「学科目」を「課程」に、「の卒業者」を「に規定する学校を卒業した者」に改め、同条に次の 2 号を加える。

(7) 技術士法第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であって、1 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 建設業法施行令第 34 条第 1 項及び第 2 項の規定による土木施工管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であって、3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

羽曳野市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する
条例 新旧対照表

新	旧
(布設工事監督者の資格) 第 3 条 法第 12 条第 2 項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)<u>において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この条において「水道等」という。)</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。) (2) 学校教育法による大学において<u>機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)<u>又は高等専門学校(次号において「短期大学等」という。)</u>において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。)、5 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。) (4) <u>短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校(次号において「高等学校等」という。)<u>において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した</u>	(布設工事監督者の資格) 第 3 条 法第 12 条第 2 項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)<u>の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において<u>衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)<u>又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、5 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

経験^{（イ）}を有する者に限る。） <u>(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験^{（イ）}を有する者（4 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> <u>(7) 10 年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5 年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> <u>(8) 学校教育法による大学において第 1 号又は第 2 号に規定する課程を修めて卒業した者であって、同法による大学院研究科において 1 年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第 1 号に規定する課程を修めて卒業した者^{（イ）}にあつては 2 年以上、第 2 号に規定する課程を修めて卒業した者^{（イ）}にあつては 3 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第 1 号に規定する課程を修めて卒業した者^{（イ）}にあつては 1 年以上、第 2 号に規定する課程を修めて卒業した者^{（イ）}にあつては 1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> <u>(9) 外国の学校において、第 1 号から第 6 号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の 2 分の 1 以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> <u>(10) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、1 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u>	<u>(5) 10 年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> <u>(6) 第 1 号又は第 2 号の卒業生であつて、学校教育法による大学院研究科において 1 年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第 1 号の卒業生^{（イ）}にあつては 1 年以上、第 2 号の卒業生^{（イ）}にあつては 2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> <u>(7) 外国の学校において、第 1 号若しくは第 2 号に規定する課程及び学科目又は第 3 号若しくは第 4 号に規定する課程に相当する課程若しくは学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> <u>(8) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、1 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>
--	--

(11) <u>建設業法施行令(昭和 31 年政令第 273 号)第 34 条第 1 項及び第 2 項の規定による土木施工管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であって、3 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (水道技術管理者の資格) 第 4 条 法第 19 条第 3 項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) <u>前条第 1 号、第 3 号又は第 5 号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第 1 号に規定する学校を卒業した者については 3 年以上、同条第 3 号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については 5 年以上、同条第 5 号に規定する学校を卒業した者については 7 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (2) <u>前条第 1 号、第 3 号又は第 5 号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)</u>を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、<u>同条第 1 号に規定する学校を卒業した者については 4 年以上、同条第 3 号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については 6 年以上、同条第 5 号に規定する学校を卒業した者については 8 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (3) 省略 (4) <u>前条第 1 号、第 3 号又は第 5 号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第 1 号に規定する学</u>	(水道技術管理者の資格) 第 4 条 法第 19 条第 3 項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) <u>前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者</u> (2) <u>前条第 1 号、第 3 号及び第 4 号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、前条第 1 号に規定する学校を卒業した者については 4 年以上、前条第 3 号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については 6 年以上、前条第 4 号に規定する学校を卒業した者については 8 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (3) 省略 (4) <u>前条第 1 号、第 3 号及び第 4 号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、前条第 1 号に規定</u>
--	--

校を卒業した者については5年以上、<u>同条第3号</u>に規定する<u>学校を卒業した者</u>(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了者)については7年以上、<u>同条第5号</u>に規定する<u>学校を卒業した者</u>については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5) 外国の学校において、<u>第1号</u>若しくは<u>第2号</u>に規定する<u>課程</u>又は前号に規定する<u>課程</u>に相当する<u>課程</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に<u>規定する学校を卒業した者</u>(学校教育法による専門職大学の前期課程の修了者を含む。)ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6) 省略 (7) <u>技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)</u>であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (8) <u>建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者</u>であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 以下省略	する<u>学校の卒業生</u>については5年以上、<u>前条第3号</u>に規定する<u>学校の卒業生</u>(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了者)については7年以上、<u>前条第4号</u>に規定する<u>学校の卒業生</u>については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5) 外国の学校において、<u>第2号</u>に規定する<u>学科目</u>又は前号に規定する<u>学科目</u>に相当する<u>学科目</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の<u>卒業生</u>(学校教育法による専門職大学の前期課程の修了者を含む。)ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6) 省略 以下省略
--	---